

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月より消費税の税率が5%から8%に改正され、また、令和元年10月には10%に改正されました。地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

野辺地町の令和7年度一般会計当初予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況については次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 1.8 億円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 25.3 億円

(単位:千円)

事業名		令和7年度 当初予算額 (経費)	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国・県 支出金	町 債	その他	地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	602,979	419,834	0	1,071	23,336	158,738
	高齢者福祉事業	52,893	3,849	0	4,062	5,764	39,218
	児童福祉事業	626,252	416,569	9,800	45,373	19,803	134,707
	母子福祉事業	28,674	10,259	0	11,045	945	6,425
	小 計	1,310,798	850,511	9,800	61,551	49,848	339,088
社会保険	国民健康保険事業	162,234	73,717	0	0	11,345	77,172
	後期高齢者医療事業	258,519	45,959	0	0	27,244	185,316
	介護保険事業	300,402	18,185	0	0	36,172	246,045
	小 計	721,155	137,861	0	0	74,761	508,533
保健衛生	疾病予防対策事業	74,506	23,335	0	3,089	6,163	41,919
	病院事業	424,693	0	17,200	0	52,228	355,265
	小 計	499,199	23,335	17,200	3,089	58,391	397,184
合 計		2,531,152	1,011,707	27,000	64,640	183,000	1,244,805